

## 地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	砂防課	整理番号	3-403
許認可等の種類	地すべり防止区域内の行為の協議			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第20条第2項			
許認可等の概要	地すべり防止区域内における制限行為に対する協議			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。</li> <li>② 地すべり等防止法第18条第1項、第2項</li> <li>③ 地すべり等防止法施行令第4条、第5条</li> <li>④ 地すべり等防止法の施行について 第8</li> </ul>			
基準の制定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)</li> <li>④地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日建設省発河第90号)</li> </ul>			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	6週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月28日建設省河傾発第44号)			